

消 防 総 第 5 2 号
平成23年1月24日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消 防 庁 総 務 課 長

平成23年度消防庁広報テーマについて

消防防災関係の広報につきましては、平素から格別の御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、平成23年度消防庁広報テーマを別添のとおり定め、下記のとおり広報活動を実施することとしました。

貴職におかれましても、このテーマを参考にされ、地域の実情に応じて積極的に広報活動を推進していただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもその旨周知していただくようお願いします。

記

- 1 消防庁の広報媒体（広報誌、ホームページ、消防団メールマガジン、各種ポスター・チラシ等）により、広く国民に対して広報活動を実施する予定です。
- 2 総務省の広報媒体（広報誌、ホームページ等）や政府広報（新聞、テレビ等）を活用することにより、広く国民に対して広報活動を実施する予定です。
- 3 「月別広報テーマ」は、消防庁広報誌「消防の動き」各月号に「広報資料」として、その内容を詳しく紹介します。

【担当】

消防庁総務課広報係

御手洗、藤岡

TEL : 03(5253)7521(直通)

FAX : 03(5253)7531

平成23年度消防庁広報テーマ

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるためには、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれる。

消防庁では、国民の安心・安全を維持向上させていくため、地域における総合的な防災力の強化、危機管理体制の充実、身近な生活における安心・安全の確保等を目的とし、積極的に広報活動を展開するものとする。

1 年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	<p>規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上で、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村消防の広域化を推進している。</p> <p>具体的には市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、広域化セミナーの開催やパンフレットの作成を通じて市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。</p>
消防団活動に対する理解と協力の促進	<p>消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。</p> <p>このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メールマガジンや消防団ホームページ等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、地域を災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図る。</p>
防火対象物の防火安全対策の徹底	<p>個室ビデオ店などの個室型店舗や小規模社会福祉施設に対し、制度改正等を踏まえて特徴的な火災危険要因と防火安全対策を周知するとともに、その他各種集客施設や雑居ビル等に対し、出火防止等火災予防対策の徹底と法令基準の適合確保、違反是正の取組について啓発を図るため、消防機関及び施設関係者等に広報する。</p> <p>また、防火管理体制の一層の充実を図るため、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の定着化と制度に基づく防火セイフティマーク(防火優良認定証、防火基準点検済証)の表示の意義を施設関係者及び国民に広報する。</p> <p>さらに、大規模・高層の民間事業所における自衛消防力の確保について、平成21年6月の消防法施行等を踏まえ、施設関係者及び国民に広報する。</p>
防災拠点の耐震化の推進	<p>大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成21年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震率は、70.9%であることから、平成25年度までに耐震率を85%にすることを目指し、防災拠点の耐震化の重要性を国民に対して広報する。</p>
緊急消防援助隊の充実強化	<p>緊急消防援助隊の基本計画に基づき、引き続き、計画的な部隊登録の推進及び装備の充実を図るとともに、一層効果的な活動を行うため、関係資機材の充実を図る。</p> <p>また、指揮・連携活動能力の向上を目的として、全国を6ブロックに区分して毎年実施している地域ブロック合同訓練において、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド方式を積極的に取り入れるとともに自衛隊、医療機関等関係機関と連携した活動を行うなど、より実戦的な実施を推進する。</p> <p>これらの、緊急消防援助隊に関する消防庁の取組について、国民に対し広報する。</p>

広報テーマ	要 旨
国民保護などの危機管理体制の強化	<p>全国瞬時警報システム(J-ALERT)については、平成22年度にシステムの高度化を行い、全国的整備が完了することから、その活用等について住民や地方公共団体職員などに対し積極的に広報し、危機管理対応の一層の向上を目指す。</p> <p>また、J-ALERTの整備のほか、国民保護計画が全ての都道府県とほとんどの市町村において作成されるなど、国民保護のための地方公共団体の基礎的な体制は整いつつあり、今後は、避難実施要領のパターン作成や、新たな要素を加味した訓練の実施等、万が一の事態が発生した場合に地方公共団体において実効ある対応をとるための取組について、その必要性等を周知する。また、地方公共団体職員はもちろん、住民に対しても、引き続き国民保護の必要性・重要性について普及・啓発を図っていく。</p>
救急需要対策の推進	<p>救急出動件数は、年々増加し、平成21年中は、約512万件に達している。過去10年の救急出動件数の増加率は、約30%であるのに対し、救急隊数の増加率は、約7%にとどまっている。このため、救急隊1隊あたりの出動件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着所要時間は、遅延傾向にある。今後も高齢化や住民意識の変化等により救急出動件数の増加が懸念されており、増加する救急需要への対応が喫緊の課題となっている。このことから、消防庁では、平成21年度においては、消防法の改正を行い、各都道府県が「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定することとした。このことを受け、平成22年度中には全都道府県での策定が見込まれている。また、同年より、「救急安心センターモデル事業」を実施し、市民が救急自動車を呼ぶべきか否か迷う場合の不安に応える救急相談窓口を消防機関等に設置している。さらに、平成23年度においては、これまでの検討を踏まえ、「社会全体で共有するトリアージ体系の構築」について、家庭、電話救急相談、119番通報、救急搬送など社会全体の各段階で共有するトリアージの体系(緊急度判定支援システム)を新たに構築することの必要性や救急医療の各ステージにおける具体的な活用方法などについて、有識者による検討会で明らかにし、日本版の緊急度判定基準を作成することとしており、これら消防庁の取組について国民に対し広報する。</p>
住宅防火対策の推進 —住宅用火災警報器等設置の推進—	<p>住宅火災における死者数は、平成15年以降連続して1,000人を超える高い値で推移している。このうち、6割が65歳以上の高齢者であることから、高齢化の進展に伴って、今後さらに死者数が増加することが懸念される。このため、平成16年の消防法改正により、すべての住宅を対象として住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)等の設置及び維持が義務付けられ、平成23年6月までには全国展開されることになっているが、平成22年6月時点で58.4%に留まり、その普及は十分には進んでいない状況である。</p> <p>住警器の設置推進は、国民の安心・安全を確保する上で極めて重要な課題であることから、住宅火災による死者の低減を図るため、広く国民に対して、住警器に関する制度及びその有効性等の普及促進に係る広報を実施する。</p> <p>あわせて、住宅火災の被害の軽減を図るため、たばこ、こんろ等の火災の危険性や火災時の対処法、防災品の有効性等を含む住宅火災全般に関する広報を実施する。</p>
小さな頃からの防災教育の推進	<p>子供たちが自らの身の安全を確保できるようにすることはもとより、将来の地域防災を担う人材の育成のためには、児童、生徒に発達段階に応じて体系的に防災教育を推進していくことにより、防火防災や消防について学ぶ機会を拡充し、体系的に学習できる体制を確保していくことが重要である。</p> <p>消防庁では、地方公共団体において、消防職員・消防団員をはじめ防災担当職員や有識者等が講師となり、児童・生徒や地域住民に対して防災に関する知識や初期消火、応急手当等の実技を広く伝える「地域防災スクール」の取組や、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む少年消防クラブ活動を推進しており、こうした小さな頃からの防災教育の取組の重要性を周知する。</p>
災害時要援護者対策の促進	<p>大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、それらの者に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。</p> <p>消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等を内容とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を促進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。</p>

広報テーマ	要 旨
地震、風水害、火山災害、雪害に関する防災知識の普及啓発	<p>地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に抑えるため、災害に対しての日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予報・警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。</p>
住民等による自発的防災活動の推進	<p>地震、風水害等の災害から身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が連帯意識を持って防災活動に取り組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによる効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手によるコミュニティにおける自主防災活動への参加を呼びかける。</p> <p>また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。</p> <p>これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じたe-カレッジの活用による防災教育訓練の普及を図る。</p>
放火火災予防対策の推進	<p>放火による火災は、平成9年以降連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。</p> <p>このため、「放火火災防止戦略プラン」に基づき、「放火されない環境づくり」の取組を一層推進していく。あわせて、秋季及び春季全国火災予防運動等を通じて放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を国民に広報する。</p>
産業施設の防災対策の推進	<p>平成21年中の危険物施設における火災及び流出事故発生件数は522件で、前年に比べて38件の減と2年連続で減少したが、その事故発生件数は未だ高い水準にある。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、危険物施設の適切な管理、危険物の安全な取扱いなどについて、国民及び事業者に応報する。</p>
救急救命士の処置範囲の拡大	<p>心肺機能停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から、また、薬剤投与についても、平成18年4月から実施されている。平成21年3月からは、あらかじめ自己注射が可能なアドレナリン製剤を交付されている傷病者に対し、自己注射が可能なアドレナリン製剤の投与を行うことが可能となっている。さらに、現在、厚生労働省において、①既往歴のある喘息発作に対する気管支拡張薬(β刺激薬)スプレーの使用、②意識障害を認める傷病者に対する血糖測定と低血糖の補正、③病院前救護における心肺機能停止前の静脈路確保と輸液の投与についての検討が行われている。</p> <p>このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。</p>
住民に対する応急手当の普及啓発	<p>救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成21年中の平均で7.9分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」が繋がれば、救命効果の向上が図られる。平成21年中における応急手当講習受講者が約158万人を突破したが、消防庁としては、心肺蘇生のガイドライン2010に基づく、新たな応急手当の実施要領に沿って、一層の普及啓発を図るとともに、今後も、住民自らが自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報し、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。</p>

2 月別広報テーマ

月別	月別広報テーマ	要 旨	担当課
4	① 消防団活動への理解と協力の呼びかけ	住民の生命、身体及び財産を災害から守るため郷土愛護の精神をもって地域の消防・防災に貢献する消防団員の活動を紹介し、地域住民及び事業所の消防団活動への理解と協力を呼びかける。	防災課
	② 林野火災の防止	毎年3月、4月、5月は、ドライブ、ハイキング、山菜取り等のレクリエーションによる入山者が多く、特に林野火災の多発する時期であることから、国民に対し、林野火災の実態の周知を図るとともに、入山者に対し、たばこの投げ捨て防止など林野火災の予防を呼びかける。	特殊災害室
5	① 住宅用火災警報器等の普及促進	平成16年の消防法改正により、全ての住宅を対象に、住宅用火災警報器等の設置が義務付けられ、既存住宅についても市町村の条例で定める日までに設置することとされたことから、住宅用火災警報器等の普及促進を図る。	予防課
	② 住民に対する応急手当の普及啓発	心肺機能停止傷病者の救命率の向上のためには、現場に居合わせた一般住民が、自動体外式除細動器(AED)の使用を含めた応急手当を行うことが非常に効果的であるため、機会あるごとに応急手当の習得を心がけるよう呼びかける。また、平成23年度からは、心肺蘇生のガイドライン2010に基づく新たな応急手当の実施要領に沿って、一層の普及啓発を図る。	救急企画室
	③ 風水害への備え	近年、集中豪雨や台風により、河川の氾濫等による浸水被害、がけくずれや地すべり、土石流等の土砂災害や高潮災害等が全国各地で発生している。これらの災害による被害を軽減するため、危険箇所の把握など日頃からの備えの大切さを呼びかけるとともに、報道機関や防災行政無線等による気象情報(予報・警報、防災情報等)の収集に努め、自主的な防災活動や適切な避難を行うなど風水害に対する住民の心構えを呼びかける。	防災課
	④ 津波による災害の防止	地震が発生した場合、津波が襲来するおそれがあることから、海水浴など海浜に親しむ機会の多い時期を迎えるに当たって、地震発生を承知した際には、直ちに海浜から離れ高所へ避難する等、津波に対する知識の普及を図る。	防災課
6	① 危険物安全週間	毎年6月の第2週は「危険物安全週間」として、危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図る。	危険物保安室
	② 災害時要援護者対策の促進	家庭や地域における高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者対策については、全国各地で様々な取組がなされているが、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を国民に周知する。	防災課
	③ 電気器具の安全な取扱い	電気器具・配線の正しい使用方法や、電気器具の使用開始時における点検整備の実施等の周知を行い、電気器具からの出火防止を呼びかける。	予防課

月別	月別広報テーマ	要 旨	担当課
7	① 台風に対する備え	毎年8月、9月の台風シーズンには、各地で大きな被害が発生している。これらの被害を軽減するため、各家庭における台風に対する備えを呼びかけるとともに、台風接近時には、防災行政無線等による気象情報(予報・警報)にも耳を傾けるよう呼びかける。	防災課
	② 住民自らによる災害への備え	各地方公共団体では、大規模災害に備えた様々な応急対策や他の地方公共団体との応援協定の締結等について検討・実施しているが、大規模災害の発生直後は、地域住民自らによる防災活動が大変重要であり、また効果的である。 このため、住民の自主的な防災活動についての理解を求め、積極的な防災訓練への参加など災害への備えを呼びかける。	防災課
	③ 石油コンビナート災害の防止	石油等の危険物や高圧ガスの集積地帯である石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化について呼びかける。	特殊災害室
	④ 火遊び・花火による火災の防止	火遊びは出火原因の上位にあり、火遊びをなくす上で重要なことは、日頃からの防火教育である。また、夏は、花火のシーズンであるが、取扱い上の不注意から毎年火災が発生している。そこで、全国の家庭に対して火遊び・花火による火災防止の注意事項を呼びかける。	予防課
8	① 防災訓練への参加の呼びかけ	毎年9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日は「防災週間」である。地震が発生した場合の火の始末、初期消火、応急救護、安全避難等、地震時における心得をしっかりと身につけるため、防災訓練へ積極的に参加することを呼びかける。	応急対策室
	② 外出先での地震の対処	地震はいつ起こるかかわからないことから、例えば、商店街や地下街あるいは乗り物に乗っているときなど、外出先で地震が起こった場合にどのように行動すればよいかを周知するとともに、防災行政無線等による避難指示に耳を傾けるよう呼びかける。	防災課
	③ 危険物施設等における事故防止	近年増加傾向にある危険物事故に関し、事故の原因や状況等を踏まえた事故防止対策等について周知する。	危険物保安室
9	① 9月9日は救急の日	毎年9月9日は、「救急の日」である。救急医療及び救急業務に対する国民の理解と認識を深めることを目的として実施される各種の行事等に積極的に参加するよう呼びかける。	救急企画室
	② 防災品の普及について	住宅火災による死者の低減を図るためには、逃げ遅れを防ぐ住宅用火災警報器等の普及とあわせ、高齢者の身体的状況を考慮し、火災の発生を防止する環境づくりが必要である。そのために有効な防災品の使用について、敬老の日等にあわせ普及を呼びかける。	予防課
	③ 事業所に対する消防団活動への理解と協力の呼びかけ	消防団員の約7割が被雇用者であり、地域の安心・安全を確保するには、事業所等の協力が必要であるため、「消防団協力事業所表示制度」の普及促進を図るとともに、被雇用者が消防団員として活動できるよう進んで支援している事例等を紹介し、消防団活動への事業所等の理解と協力を呼びかける。	防災課
	④ 原子力防災の取組等への理解の推進	国・地方公共団体が行っている防災訓練などの原子力防災体制の強化に関する取組等を紹介し、住民の理解を呼びかける。	特殊災害室

月別	月別広報テーマ	要 旨	担当課
10	① ガス機器による火災及びガス事故の防止	ガスによる火災や爆発事故は依然として多く、その多くはガスに対する消費者の不注意が原因となっている。このため、ガスに関する知識の普及、ガス器具設備の正しい使用方法、維持管理方法、ガス漏れ時の対応方法について周知を図る。	予防課
	② 火山災害に対する備え	火山災害は、その発生の予測が困難であり、一旦災害が発生した場合には、災害の態様が多岐にわたるほか、広域化、長期化するおそれがあるなど、他の災害には見られない特殊性を持っている。そこで、火山災害に対する正しい知識の周知を図り、日頃からの備えを呼びかける。	防災課
	③ 消防の国際協力に対する理解の推進	毎年10月6日は、「国際協力の日」である。開発途上諸国の消防体制の充実等に資するために、消防防災分野において実施している研修員の受入れ、専門家の派遣、さらには、大規模災害が発生した際の国際消防救助隊の派遣等、消防の国際協力について、国民の理解と協力を呼びかける。	参事官
	④ 地震に対する日常の備え	地震には、何よりも家庭や職場での普段の備えが大切である。いざという時に備えるため、日頃から家庭や職場で防災会議などの話し合いをもち、備蓄品・非常持出品の準備や住まいの安全点検等について周知を図り、地震に対する備えを呼びかける。	防災課
11	① 秋季全国火災予防運動	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開して、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予防課
	② 婦人(女性)防火クラブ活動の理解と参加の呼びかけ	婦人(女性)防火クラブの役割と活動状況を紹介するとともに、家庭内の防火と地域の自主防災体制の確立に女性が果たす役割の重要性について認識を深めてもらい、婦人(女性)防火クラブへの参加を呼びかける。	防災課
	③ 正しい119番通報要領の呼びかけ《11月9日は「119番の日」》	119番通報の際、火災や救急等の災害種別や場所、災害状況などを正しく伝えられないために被害が拡大したり、また、通報の遅れが消防隊の出場の遅れにつながり、被害の拡大を招くおそれもある。そこで、適正・迅速な119番の利用を呼びかける。	防災情報室
12	① 消防自動車等の緊急通行時の安全確保に対する協力の促進	消防自動車や救急自動車は、いち早く災害の現場に到着できるよう、「緊急自動車」として、道路交通法上の特例が認められており、消防自動車や救急自動車が緊急通行するためには、一般車両が進路を譲る等の協力が不可欠である。 このため、消防自動車や救急自動車が緊急通行している場合の一般車両の対処方法を広報するとともに、緊急通行時の安全確保に対して協力を呼びかける。	消防・救急課
	② セルフスタンドにおける安全な給油について	セルフスタンドにおける静電気による火災等の事故を防止するため、ガソリンの安全な取扱い及びセルフスタンドにおける安全な給油方法について、国民への啓発を行う。	危険物保安室
	③ 雪害に対する備え	雪による被害を軽減するためには、国民一人ひとりが雪害に対する認識をより深め、対処することが必要である。 このため、雪害に関する事例及び防災対策を紹介し、雪害に対する備えを呼びかけるとともに、防災行政無線等による気象情報(予報・警報)にも耳を傾けるよう呼びかける。	防災課
	④ 地震発生時の出火防止	地震発生時における火災の発生には、十分注意する必要がある。普段から小さな地震でも火を消す習慣を身につけるとともに、万一の出火に備えて、消火器や水バケツなどを用意して出火防止に努める習慣をつけることを呼びかける。	防災課

月別	月別広報テーマ	要 旨	担当課
1	① 文化財防火デー	毎年1月26日は「文化財防火デー」である。かけがえのない文化財を火災から守るために、国民一人ひとり及び関係者の防火意識の高揚を図る。	予防課
	② 1月17日は「防災とボランティアの日」	阪神・淡路大震災が発生した1月17日は「防災とボランティアの日」である。大規模災害発生時における自主防災活動及び災害ボランティアの活動はきめ細かな災害対策を実施するうえで重要であり、自主防災組織及び災害ボランティアの必要性について呼びかける。	防災課
	③ 消火栓の付近での駐車禁止	消防隊が消火活動を実施し、被害を最小限に抑えるためには、消火栓や防火水槽等の消防水利の確保が最も重要である。このため、一般車両の駐車等により、消防水利の使用が阻害されないよう呼びかける。	消防・救急課
	④ 消防団員の入団促進	毎年3月末から4月にかけて消防団員の退団が多く、地域の安心・安全を確保するためには、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることから、消防団員の積極的な入団促進を呼びかける。	防災課
2	① 春季全国火災予防運動	秋季全国火災予防運動と同様に、全国的に火災予防運動を展開し、事業所及び国民一人ひとりに火災予防を呼びかける。	予防課
	② 住宅の耐震化と家具の転倒防止	阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物の倒壊による圧死者であり、また、家具の転倒・落下による負傷者の発生やこれらの散乱による避難・救出の遅れなど間接的な被害の発生も報告されている。このため、住宅の耐震化と建物内の家具の転倒・落下防止対策の重要性を呼びかける。	防災課
	③ 全国山火事予防運動	毎年2月、3月は、地域によっては「火入れ」なども始まる時期であり、積雪地帯を除き全国的に乾燥注意報、強風注意報がたびたび発表される時期であることから、農林業関係者や林野周辺の住民等に林野での火気の取扱いについて注意を呼びかける。	特殊災害室
	④ 地域を災害から守るための消防団活動への参加の呼びかけ	地域を災害から守るために、消防団活動の一層の充実を図る必要があることから、地域住民、とりわけ青年層・女性層の消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総団員約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。	防災課
3	① 地域に密着した消防団活動の推進	平常時において地域に密着した消防団活動を行い、他の地域の模範となる消防団や、消防団員である被雇用者の消防団活動に特に深い理解や協力を示す事業所に対する表彰事例を紹介し、消防団による地域活動を推進する。	防災課
	② e-カレッジによる防災・危機管理教育のお知らせ	消防団や自主防災組織のリーダー等を対象とした、インターネットを活用したe-カレッジ(遠隔教育)による防災・危機管理教育を紹介し、受講を呼びかける。	防災課
	③ 少年消防クラブ活動への理解と参加の呼びかけ	入学期や進学期を前に、少年・少女を中心とした少年消防クラブの役割と活動状況を紹介し、クラブ活動への積極的な参加を呼びかけるとともに、少年期から消防防災活動への知識と理解を育む。	防災課

3 主な行事予定

行 事 名	概 要	時 期
消防研究センター一般公開	科学技術週間[4/18~4/24]に、消防研究センターを一般に公開する。	4月22日
春の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、総務大臣が勲章を伝達する。	5月上旬～中旬
危険業務従事者叙勲伝達式		5月上旬～中旬
春の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、総務大臣が褒章を伝達する。	5月上旬～中旬
「危険物安全週間」	危険物関係事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚及び啓発を図るため「危険物安全週間」を設定し、危険物施設における保安体制の整備促進、各種広報及び啓発運動を実施する。	6月5日～6月11日 (6月の第2週)
(表彰式) 危険物保安功労者 優良危険物関係事業所 危険物安全週間推進標語 危険物事故防止対策論文	危険物の保安に顕著な功績のあった者及び保安管理等が特に優秀であると認められる事業所等を消防庁長官が表彰する。	6月5日～6月11日 (6月の第2週)
「国民安全の日」	昭和35年5月6日の閣議により、産業災害、交通事故、火災等の災害防止を図る目的として設けられた。	7月1日
安全功労者内閣総理大臣表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を内閣総理大臣が表彰する。	7月上旬
安全功労者総務大臣表彰式	国民の安全に関して功労のあった消防関係者を総務大臣が表彰する。	7月上旬
消防功労者総務大臣表彰式	消防に関して功績顕著な消防団員等を総務大臣が表彰する。	7月上旬 (安全功労者総務大臣表彰式と同時開催)
平成23年度総合防災訓練	大規模災害を想定し、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、消防庁等関係省庁等の参加による政府本部運営訓練、地方公共団体及び指定公共機関等と連携した現地訓練等を行う。	9月1日
「防災の日」及び「防災週間」	昭和57年5月11日の閣議了解により、台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するために設けられた。	9月1日(防災の日) 8月30日～9月5日 (防災週間)
防災功労者内閣総理大臣表彰式	防災に関して功労のあった消防関係者を内閣総理大臣が表彰する。	9月上旬
「救急の日」及び「救急医療週間」	救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るために設けられた。	9月9日(救急の日) 及びこの日を含む1週間 (救急医療週間)
救急功労者表彰式	救急業務推進に貢献し社会公共の福祉の増進に功績があった個人又は団体を総務大臣及び消防庁長官が表彰する。	9月9日(救急の日)

行 事 名	概 要	時 期
平成23年度緊急消防援助隊 地域ブロック合同訓練	緊急消防援助隊の指揮・連携活動能力の向上を図るため、消防庁主催で全国6箇所において実施する。	10月上旬～11月中旬
平成23年度国民保護共同訓練	国と地方公共団体が共同で、国民保護のための措置に関する訓練を実施する。	10月上旬～2月下旬
第20回女性消防操法大会	女性消防隊の消防技術の向上と士気の高揚を図り、地域活動の充実に寄与することを目的に開催され、各都道府県を代表した女性消防隊が参加し、消防操法の技を競う。	10月19日
第59回全国消防技術者会議 ・消防防災機器の開発・改良、 消防防災科学論文及び 原因調査事例に関する 消防庁長官表彰式	消防に関する研究、機器の改良等の成果を発表し、討議する。 消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資する優れた消防防災機器の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査事例を消防庁長官が表彰する。	10月21日～10月22日
消防設備保守関係功労者表彰式	消防用設備の設置及び維持管理の適正化に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	11月上旬
消防業界関係功労者表彰式	消防機器の開発普及に功労のあった者を消防庁長官が表彰する。	11月上旬
優良消防用設備等表彰式	総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等のうち、消防防災の高度化に資するもので、他の模範となるものを消防庁長官が表彰する。	11月上旬
秋の叙勲伝達式	叙勲を受章した消防功労者に対し、総務大臣が勲章を伝達する。	11月上旬～中旬
危険業務従事者叙勲伝達式		11月上旬～中旬
秋の褒章伝達式	褒章を受章した消防功労者に対し、総務大臣が褒章を伝達する。	11月上旬～中旬
秋季全国火災予防運動	火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、全国的に火災予防運動を展開する。	11月9日～11月15日
「119番の日」	自治体消防発足40周年を機に、国民の消防全般に対する正しい理解と認識を深め、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として設けられた。	11月9日
全国女性消防団員活性化大会	全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深めることにより、女性消防団員の活動の活性化を目的として開催する。	11月11日
平成23年版消防白書発刊	各種災害の実態、消防防災行政の現況と課題等について解説し、消防防災体制の確立に広く活用されることを目的として毎年発刊している。	11月下旬
第14回全国消防救助シンポジウム	救助技術の高度化を目指し、救助活動に関する発表・討議を行う。	12月中旬

行 事 名	概 要	時 期
「防災とボランティアの日」 及び 「防災とボランティア週間」	平成7年12月15日の閣議了解により、広く国民が災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として設けられた。	1月17日 (防災とボランティアの日) 1月15日～1月21日 (防災とボランティア週間)
「文化財防火デー」	昭和24年1月26日に法隆寺金堂壁画を焼損したことを契機に、国民的財産である文化財を火災から守るとともに、文化財愛護思想の高揚を図るために設けられた。	1月26日
第15回消防防災研究講演会	消防研究センターの研究成果を公開の場で発表するとともに、参加された方々と討論を行う。研究成果の普及を図るとともに、将来に向けた研究ニーズの把握を目的に毎年開催している。	1月下旬
全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式	全国各地域で活躍する若手・中堅消防団員や女性消防団員による意見発表会を実施し、消防庁長官が表彰する。 平常時において地域に密着した活動を行う消防団、消防団員である住民を雇用し、消防団活動に理解・協力のある事業所等を消防庁長官が表彰する。	2月中旬
春季全国火災予防運動	春先の火災が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
車両火災予防運動	車両交通の関係者及び利用者の火災予防意識の高揚を図り、もって車両火災を防止し、安全な運送を確保することを目的として車両火災予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
全国山火事予防運動	山火事が発生しやすい季節を迎えるに当たって、全国的に山火事予防運動を展開する。	3月1日～3月7日
「消防記念日」	昭和23年3月7日に消防組織法が施行されたのを記念して、消防に関する理解と認識を深める目的で設けられた。	3月7日
消防功労者消防庁長官表彰式	消防に関して功労のあった消防関係者を消防庁長官が表彰する。	3月上旬
少年少女消防クラブフレンドシップ 2012	活動の優良なクラブとクラブ指導者を消防庁長官が表彰する。	3月下旬